

平成23年6月

成年後見人等の報酬のめやす

奈良家庭裁判所後見係

1 報酬の性質

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができるものとされています(民法862条)。成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様です(民法、任意後見契約に関する法律)。

成年後見人等に対する報酬の付与は、家事審判事項であり、法定されていません。家事審判官が対象期間中の後見等の事務内容(財産管理及び身上監護)、成年後見人等が管理する被後見人等の財産の内容等を総合的に考慮して、各事案における適正妥当な金額を算定し、審判をしています。

成年後見人等が選任された場合について、現在の標準的な報酬額のめやすは次のとおりです。

報酬額の算定は、以下の基本報酬及び付加報酬という考え方に基づいて行います。

2 基本報酬

(1) 成年後見人

成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬(これを「基本報酬」と呼びます。)の額は、月額2万円です。

ただし、管理財産額(預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額)が高額な場合には、財産管理業務が複雑、困難になる場合が多いので、基本報酬額を以下のとおりとします。

管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合

基本報酬額 月額3万円～4万円

管理財産額が5000万円を超える場合

基本報酬額 月額5万円～6万円

なお、継続的な財産管理権が付与された保佐人、補助人も同様です。

(2) 成年後見監督人

成年後見監督人が、通常の後見監督事務を行った場合の報酬（基本報酬）の額は、管理財産額が5000万円以下の場合には月額5000円～1万5000円、管理財産額が5000万円を超える場合には月額2万円～2万5000円とします。

なお、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様です。

3 基本報酬額の修正

収益不動産が多数ありその管理が複雑である事案、親族間に意見の対立がありその調整が必要な事案、被後見人等の身上監護が困難な事案、成年後見人等の不正があり後任の成年後見人等がその対応にあたる事案などの場合には、上記基本報酬額の50パーセントの範囲内で加算した額を基本報酬額とすることがあります。

4 付加報酬は、次の3種類に分けられます。

(1) 訴訟等の特別の行為により、被後見人の財産を増加させた場合

経済的利益額に応じて付加報酬額を決めますが、事案の内容に応じて、30%の範囲内で増減することがあります。

(2) 特別の後見事務を行った場合

後見開始時に財産調査を行った場合、終了時の引継事務を行った場合、施設入所契約を行った場合には、事務内容に応じて、それぞれ5万円以内、10万円以内、20万円以内で付加報酬額を決めます。

(3) (2)の付加報酬を増額する特段の事情がある場合

10万円から30万円の範囲内で付加報酬額を決めます。

5 複数成年後見人等

成年後見人等が複数の場合には、上記2から4までの報酬額を、その担当した事務の内容に応じて、適宜の割合で按分します。